

電力の供給に係る仕様書

（京都市西京区役所洛西支所）

京都市西京区役所洛西支所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市西京区役所洛西支所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市西京区役所洛西支所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市西京区役所洛西支所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市西京区役所洛西支所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市西京区役所洛西支所
- (2) 需要場所 京都市西京区大原野東境谷町2丁目1番地2
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6,600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6,600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>530kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 3φ3w 220V 80kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>なし</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>なし</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- (ア) 契約電力 (常時電力) 255kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。
- (イ) 契約電力 (予備電力) なし
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 345,675kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

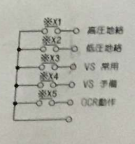
当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。



(別紙 2)

西京区役所洛西支所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年 1 月	2 5 5	4 6, 2 0 6
2 月	2 5 4	4 3, 6 6 3
3 月	2 1 6	3 7, 4 8 3
4 月	1 3 8	2 1, 8 8 6
5 月	7 4	1 7, 8 1 1
6 月	1 8 2	2 6, 9 4 6
7 月	1 7 7	4 0, 2 8 8
8 月	2 1 8	4 2, 2 4 5
9 月	1 5 7	2 9, 6 4 0
1 0 月	1 1 4	1 8, 1 7 9
1 1 月	1 2 8	2 1, 3 2 8
令和 3 年 1 2 月	2 1 3	4 1, 1 5 0

電力の供給に係る仕様書

(京 都 市 伏 見 区 役 所)

京都市伏見区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市伏見区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市伏見区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市伏見区役所
- (2) 需要場所 京都市伏見区鷹匠町39番地の2
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6,600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6,600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>1,450kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 3φ3w200V300kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>あり (10KW×4 台, 6KW×1 台, 3.95KW×23 台)</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>あり 94kW</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- (ア) 契約電力 (常時電力) 222kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。
- (イ) 契約電力 (予備電力) なし
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 449,456kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

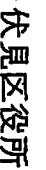
当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、**3年ごとに1回、水曜日の18時頃から22時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。（直近では令和5年1月25日に実施予定）**





(別紙 2)

伏見区役所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年 1 月	222	45,080
2 月	189	38,498
3 月	186	38,752
4 月	128	31,738
5 月	139	30,196
6 月	145	37,223
7 月	164	38,703
8 月	158	39,464
9 月	160	36,269
1 0 月	122	33,812
1 1 月	171	32,448
令和 3 年 1 2 月	210	47,273

電力の供給に係る仕様書

(京都市伏見区役所深草支所)

京都市伏見区役所深草支所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市伏見区役所深草支所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市伏見区役所深草支所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所深草支所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所深草支所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市伏見区役所深草支所
- (2) 需要場所 京都市伏見区深草向畑町9-3-1
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6,600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6,600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>875kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 6600V 300kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>なし</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>なし</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- (ア) 契約電力 (常時電力) 219kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。
- (イ) 契約電力 (予備電力) なし
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 448,411kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

単線結線図

財産・責任分界点

● 関電柱 カレキ 3 G 1

● 構内柱

PAS
7.2kV 400A
ZCT, ZPD, 付
LA内蔵

6.6KV CVT38sq

VCT

WH

DS × 3
7.2kV 400A

VT × 2
6600/110V 100VA

VTT

VCB
7.2kV 600A
12.5kA

CT × 2
100/5A
12.5kA

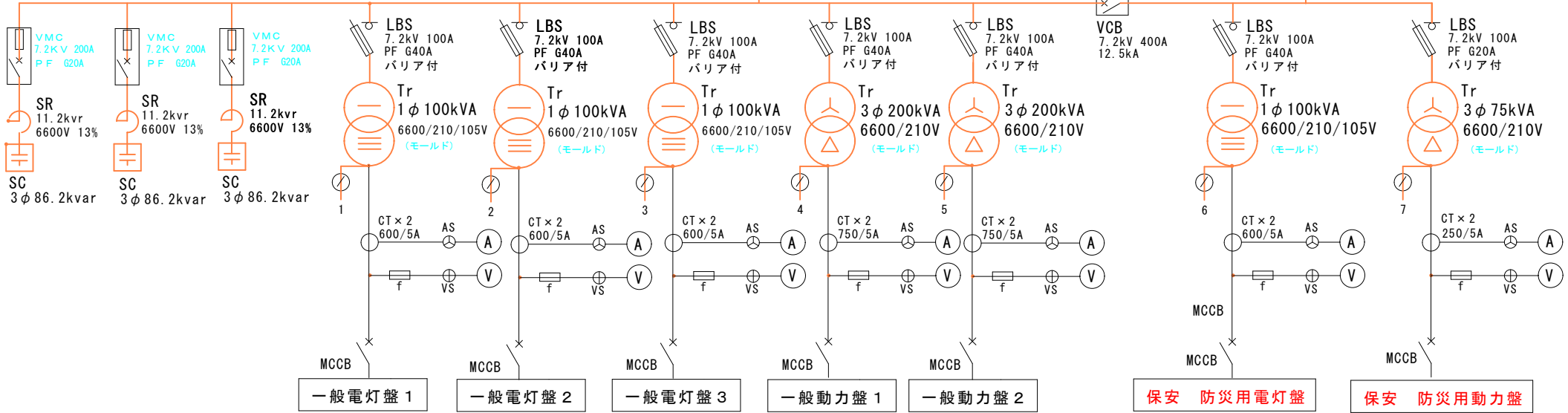
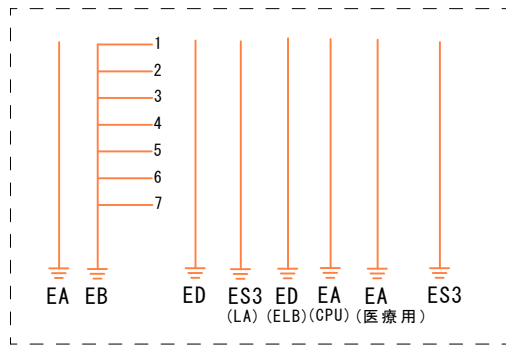
CTT

OCR

AC100V

自家用発電機
定格出力 53.5kVA

事業所名	京都市伏見区深草総合庁舎
所在地	京都市伏見区深草向畑93-1



(別紙2)

京都市伏見区役所深草支所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和4年 1月	2 1 9	4 5, 6 4 7
2月	1 8 8	3 7, 2 5 1
3月	1 6 4	3 6, 6 9 0
4月	1 2 3	2 5, 7 6 8
5月	1 4 3	2 5, 5 5 3
6月	1 7 4	3 5, 7 7 9
7月	1 9 7	5 0, 4 7 2
8月	1 9 7	5 2, 2 0 6
9月	1 8 5	4 1, 9 3 2
10月	1 9 0	2 7, 0 7 1
11月	1 1 4	2 6, 3 5 3
令和3年 12月	1 8 6	4 3, 6 8 9

電力の供給に係る仕様書

(京都市伏見区役所醍醐支所)

京都市伏見区役所醍醐支所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市伏見区役所醍醐支所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市伏見区役所醍醐支所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所醍醐支所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市伏見区役所醍醐支所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市伏見区役所醍醐支所
- (2) 需要場所 京都市伏見区醍醐大構町28
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6,600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6,600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>355kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 220V 55kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>太陽光 交流三相 3 線式 202V 25kw</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>なし</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- (ア) 契約電力 (常時電力) 107kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。
- (イ) 契約電力 (予備電力) なし
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 300,844kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

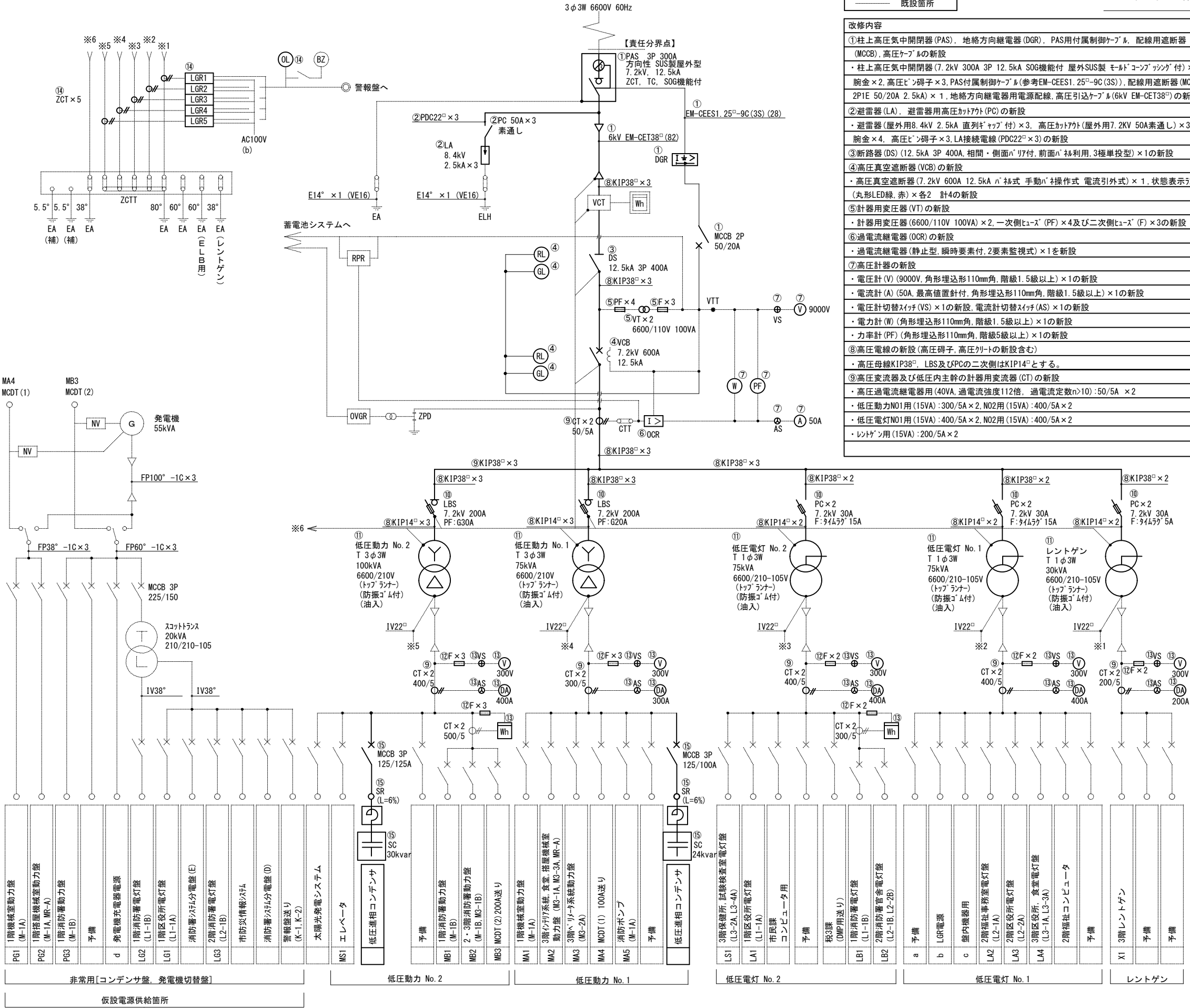
公共建築整備課

凡例
改修箇所
既設箇所

改修内容
①柱上高圧気中開閉器(PAS)、地絡方向継電器(DGR)、PAS用付属制御ケーブル、配線用遮断器(MCCB)、高圧ケーブルの新設
・柱上高圧気中開閉器(7.2kV 300A 3P 12.5kA SOG機能付 屋外SUS製 モールドコンパクション付)×1 腕金×2、高圧ビン碍子×3、PAS付属制御ケーブル(参考EM-CEES1.25 [□] -9C(3S))、配線用遮断器(MCCB 2P1E 50/20A 2.5kA)×1、地絡方向継電器用電源配線、高圧引込ケーブル(6kV EM-CET38 [□])の新設
②避雷器(LA)、避雷器用高圧カットアウト(PC)の新設
・避雷器(屋外用8.4kV 2.5kA 直列ギャップ付)×3、高圧カットアウト(屋外用7.2kV 50A素通し)×3、 腕金×4、高圧ビン碍子×3、LA接続電線(PDC22 [□] ×3)の新設
③断路器(DS)(12.5kA 3P 400A、相間・側面バリア付、前面バネ利用、3極単投型)×1の新設
④高圧真空遮断器(VCB)の新設
・高圧真空遮断器(7.2kV 600A 12.5kA バネ式 手動バネ操作式 電流引外式)×1、状態表示ランプ(球形LED緑、赤)×各2 計4の新設
⑤計器用変圧器(VT)の新設
・計器用変圧器(6600/110V 100VA)×2、一次側ヒューズ(PF)×4及び二次側ヒューズ(F)×3の新設
⑥過電流継電器(OCR)の新設
・過電流継電器(静止型、瞬時要素付、2要素監視式)×1を新設
⑦高圧計器の新設
・電圧計(V)(9000V、角形埋込形110mm角、階級1.5級以上)×1の新設 ・電流計(A)(50A、最高値置針付、角形埋込形110mm角、階級1.5級以上)×1の新設 ・電圧計切替スイッチ(VS)×1の新設、電流計切替スイッチ(AS)×1の新設 ・電力計(W)(角形埋込形110mm角、階級1.5級以上)×1の新設 ・力率計(PF)(角形埋込形110mm角、階級5級以上)×1の新設
⑧高圧電線の新設(高圧碍子、高圧リフトの新設含む)
・高圧母線KIP38 [□] 、LBS及びVPCの二次側はKIP14 [□] とする。
⑨高圧変流器及び低圧内主幹の計器用変流器(CT)の新設
・高圧過電流継電器用(40VA、過電流強度112倍、過電流定数n>10):50/5A ×2 ・低圧動力N01用(15VA):300/5A×2、N02用(15VA):400/5A×2 ・低圧電灯N01用(15VA):400/5A×2、N02用(15VA):400/5A×2 ・レントゲン用(15VA):200/5A×2

改修内容
⑩高圧負荷開閉器(LBS)、高圧カットアウト(PC)の新設
・低圧動力N01、N02用:高圧負荷開閉器(ストライク引き外し機能付 7.2kV 3P 200A 前面・相間 側面バネ付、ヒューズ付、3極単投)×各1 計2、電力ヒューズ(N01用:7.2kV G=20A、N02用:7.2kV G=30A)×各3の新設 計6
・低圧電灯N01、N02用:高圧カットアウト(7.2kV 30A)×各2 計4、タイムラップヒューズ15A×各2 計4
・レントゲン用:高圧カットアウト(7.2kV 30A)×2 計2、タイムラップヒューズ5A×2 計2
⑪単相・三相変圧器(T)の新設
変圧器(トッランナー 油入自冷式 耐震ストッパー付防振ゴム)を新設
・低圧動力N01用:3φ3W 6600/210V 75kVA×1台、N02用:3φ3W 6600/210V 100kVA×1台 ・低圧電灯N01、N02用:1φ3W 6600/210-105V 75kVA ×各1台 計2台 ・レントゲン用:1φ3W 6600/210-105V 30kVA ×1台
⑫栓型ヒューズ(F)の新設
・低圧動力N01用:栓型ヒューズ(3A)×3、N02用:栓型ヒューズ(3A)×6 計9 ・低圧電灯N01用:栓型ヒューズ(3A)×2、N02用:栓型ヒューズ(3A)×4 計6 ・レントゲン用:栓型ヒューズ(3A)×各2の新設 計2
⑬低圧計器の新設
・電圧計(V)(300V、角形埋込形110mm角、階級1.5級以上)×5の新設 ・電子式デジタルメーター(DA)(警報接点付、瞬時計併用、10分間、階級は1.5級以上):低圧動力N01用(300A×1)、N02用(400A×1)、低圧電灯N01、N02用(400A)×各1、レントゲン用(200A)×1の新設 ・電圧計切替スイッチ(VS)×5、電流計切替スイッチ(AS×5)の新設 ・私設電力量計(Wh)(誘導型、検定無)×2の新設
⑭一級漏電火災報知器(LGR)×5、状態表示ランプ(球形LED橙)×1、零相変流器(ZCT)×5の新設
⑮低圧進相コンデンサ(SC)、直列リアクトル(SR)、配線用遮断器(MCCB)の新設
・低圧動力N01用:低圧進相コンデンサ(3P 24kvar 234V 油入式 放電抵抗内蔵)×1、直列リアクトル(L=6% 3P 220V 乾式モールド)×1、配線用遮断器(MCCB 3P3E 125/100A 25kA)×1の新設 管内配線(EM-CET38 [□] E8 [□])含む
・低圧動力N02用:低圧進相コンデンサ(3P 30kvar 234V 油入式 放電抵抗内蔵)×1、直列リアクトル(L=6% 3P 220V 乾式モールド)×1、配線用遮断器(MCCB 3P3E 125/125A 25kA)×1の新設 管内配線(EM-CET38 [□] E8 [□])含む

＜ 注 記 事 項 ＞
1 太線の機器及び配線が今回工事範囲を示す。
2 DS、VCB、SC、SR取付に伴う盤の加工、補修、配線延長を含む。
3 適切な箇所にサーモラベルを貼り付けること。
4 停電、復電時は、電気主任技術者の立会いを求めること。(本工事費に含む)
5 VCB、AS、UVR、OCRの撤去後の配電盤開口部については閉塞(鋼板t1.6、塗装品)を行うこと。
6 停電作業計画書を作成し、円滑かつ安全に停電作業を行うとともに、復電後、機器の動作確認及び調整を行うこと。
7 改修完了後、復電前に耐電圧試験、絶縁抵抗試験及び保護継電器特性試験等必要な各種試験を行うこと。
8 各ヒューズ容量は参考値であり、メーカー推奨値を使用すること。
9 ヒューズの予備品を100%納入のこと。
10 重量が100kgを超える機器は機器固定の耐震計算書を提出すること。
11 高圧受電盤に関しては、今回の改修により制御回路が大幅に変更となる為、事前にシーケンス図や制御配線図等を監督員に提出し、確認を得た後に施工すること。



(別紙2)

伏見区役所醍醐支所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和4年 1月	105	33,823
2月	98	30,676
3月	83	26,052
4月	50	17,319
5月	62	15,214
6月	99	22,213
7月	97	31,822
8月	107	34,090
9月	102	28,028
10月	67	16,936
11月	61	17,885
令和3年 12月	85	26,786